

## 関税法施行規則等の一部を改正する省令案要旨

- 1 特定保税承認制度について、届出に係る場所の位置又は設備の基準について財務省令で定めることとされている事項を規定することとする。(関税法施行規則第4条の2及び第4条の7の新設)
- 2 届出の際の記載事項及び添付書類を定めることとする。(関税法施行規則第4条の3及び第4条の4の新設)
- 3 承認取得者の承認を受けようとする者が、関税法その他の法令を遵守するための事項として財務省令で定めることとされている事項を規定することとする。(関税法施行規則第4条の5及び第4条の8の新設)
- 4 承認申請書の記載事項を定めることとする。(関税法施行規則第4条の6及び第4条の9の新設)
- 5 郵便事業株式会社が関税の納付委託を受けた際における手続等について定めることとする。(関税法施行規則第9条の2、第9条の3及び第9条の4の新設)
- 6 郵便事業株式会社に納付委託された関税等に対する調査決定の時期について所要の整備を行うこととする。(国税収納金整理資金事務取扱規則第8条第2項)
- 7 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 8 この省令は、平成19年10月1日から施行することとする。